

ポイント

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更)

(漁業信用保険関係)

- 漁業近代化資金・漁業経営改善促進資金、金融公庫資金、及び事業資金の保険料率について、激甚災害として指定された災害及び災害救助法が適用された災害に対し、被災中小漁業者等の経営再建のために協会・支所が一定以上の保証料率の引下げを行う場合に、協会の申請に基づき、災害特例保険料率を適用。

(令和3年4月1日施行)